地域包括医療・ケア認定施設等認定基準新旧対照表

改正案	現	行
第 1~第 5 まで (略)	第 1~第 5 まで (略)	
第6 認定の更新		
I 認定施設、認定医、認定専門職の認定の更新は次によることと		
する。		
(1) 認定施設、認定医及び認定専門職は5年ごとに認定の更新を受		
けなければならない。		
(2) 認定医及び認定専門職が認定更新期間中に満 70 歳を超える場		
合は、地域包括医療・ケア実践報告書の提出と単位の取得が免		
除される。		
Ⅱ 認定更新に必要な実践報告及び単位		
(1) 地域包括医療・ケアの5年間の実績は取得した単位で認定す		
ることとし、次の単位のうち30単位を必要とする。		
ただし、認定医及び認定専門職が出産、育児及びその他やむ		
を得ない事情により、5年間の実績が十分でない場合は、当該		
事情に該当する期間を除いた期間の実績で審査するものとす		
る。この場合、期間に応じて次の単位を必要とする。		

· 4 年半 2 7 単位以上 · 4 年 2 4 単位以上 · 3 年 2 1 単位以上

(2) 単位は次により算定する。

	取 得	単 位	数
区 分	参加	筆頭演者	筆頭筆者
1 地域包括医療・ケア実践報告	1 0		
2 全国自冶体病院学会	1 0	5 加算	
3 全国国保地域医療学会	1 0	5 加算	
4 地域医療現地研究会	1 0		
5都道府県で開催されている国保地	8	4 加算	
域医療学会等			
6 全自病協主催及び支部主催の研修	8	4加算	
7国診協主催及び支部主催の研修会	8	4 加算	
8ブロックで開催される講習会	8	4 加算	
9 学会雑誌(地域医療誌・全自病協誌			1 0
雑誌)			
10 その他地域包括医療・ケアに関連	8	4加算	
する学会・研修会等			
11 その他地域包括医療・ケアに関連	8		4加算
する学会雑誌等			

(注)「10 その他地域包括医療・ケアに関連する学会・研修会等」は、

日本プライマリケア連合学会(日本プライマリ・ケア学会、日本 家庭医療学会、日本総合診療医学会)、日本公衆衛生学会、日本農 村医学会、地域医療振興協会、その他の団体が主催するものをい う。

「11 その他地域包括医療・ケアに関連する学会雑誌等」は、日本 プライマリ・ケア連合学会(日本プライマリ・ケア学会、日本家 庭医療学会、日本総合診療医学会)、日本公衆衛生学会、日本農村 医学会、地域医療振興協会、その他の団体が発行するものをいう。

- ア 1 については、地域包括医療・ケア認定更新申請書(添付書 類を含む)を提出する。
- イ 2, 3, 4, 5については、学会が発行した参加証等のコピーを申請書に添える。
- ウ 6, 7, 8については、その名称、開催年月日、開催地、そ の内容を記載する。また、それを証明する書類のコピーを申 請書に添えること。
- エ 9については、学会雑誌名、掲載年月日、掲載記事の内容(概要)を記載する。また、学会雑誌掲載の記事のコピーを申請書に添えること。
- カ 10及び11については、上記ア、イ及びウに準じて取り扱う。

論文及び著書は、地域包括医療・ケア及びその実践に関わる 学術的なものに限る。申請の際にその別刷又は写しを添付する こと。(著書の場合は中表紙のコピーでよい。)

- キ 筆頭演者加算とは学会等での発表者(演者、講演、ポスター) に付加される点数である。
- ク 筆頭演者・筆頭筆者加算を申請する際は、証明するプログラム、 論文のコピー、別刷等の証拠書類を添付すること。
- (3) 認定の更新は書類審査によって行う。

第7 認定更新の保留

認定申請を受けてから認定更新するまでの所定の期間(認定ごとに指示する)に取得単位が所定の研修単位数に満たない時は、認定更新の保留を申し出て、所定単位数を満たしたときに再申請することができる。保留期間は1年までとし、保留期間中は、認定施設、認定医、認定専門職を呼称することはできない。ただし、特別な事情(長期の病気療養など)の場合は、その事情を記した書類を添付して、保留期間の延長を申請することができる。

(1) 長期の病気療養については、更新申請時に病気、事故による 長期療養のため申請ができない場合、その保留期間の決定は認 定審査委員会が審査する。

また、本人が直接被るものでない、家族の介護や育児等に起 因する更新の保留についても同様の扱いとする。この場合保留 期間の最長は3年間とする。

(2) 上記の理由による保留申請の場合、診断書などその根拠とな

る書類のコピーを認定運営委員会あて提出する。

附則

- 1 この基準の改正は、平成22年9月1日から適用する。
- 2 (経過措置)

認定更新を受けようとする者のうち、平成 22 年 9 月 1 日前 に当該認定証書発行の日があるものの更新に要する単位は、認 定証書発行日に応じて次によるものとする。

この場合1月未満の月は1月と、4月以上5ヶ月未満の月数は6ヶ月と、9月以上10ヶ月未満の月は10ヶ月として計算する。

- (1) 認定証書発行日 平成 19 年 3 月~12 月 更新単位 12 単位
- (2) 認定証書発行日 平成 20 年 1 月~6 月 更新単位 15 単位
- (3) 認定証書発行日 平成 20 年 7 月~12 月 更新単位 18 単位
- (4) 認定証書発行日 平成 21 年 1 月~6 月 更新単位 21 単位
- (5) 認定証書発行日 平成 21 年 7 月~12 月 更新単位 24 単位
- (6) 認定証書発行日 平成 22 年 1 月~6 月更新単位 27 単位